

群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修センター内規

令和2.6.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、看護師の特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）に関する研修計画の策定、実施及び評価を円滑に行い、専門的な知識及び技能を修得した看護師を養成し、新たな医療の発展に寄与することのできる人材を輩出することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 特定行為研修の計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 研修生の受入れ及び資格審査に関すること。
- (3) 研修におけるカリキュラムの管理に関すること。
- (4) 研修における試験、実技試験、再試験及び実習の実施に関すること。
- (5) 研修生の成績評価及び修了認定に関すること。
- (6) 研修生に係る連絡及び照会事項の対応に関すること。
- (7) 研修生に係る協力施設等との連絡調整に関すること。
- (8) その他特定行為研修に関すること。

(職 員)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他業務に必要な職員

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、看護師の特定行為研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 病院長が指名する診療科長 若干人
- (4) 公衆衛生学分野教授
- (5) 神経精神医学分野教授
- (6) 各診療科及び中央診療施設から選出された准教授、講師又は助教 各1人
- (7) 副看護部長
- (8) 事務部長

- (9) 総務課長
 - (10) 経営企画課長
 - (11) 学務課長
 - (12) その他委員長が必要と認めた者
- (任 期)

第7条 前条第3号、第6号及び第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第9条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第11条 委員会に、具体的事項を検討させるため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(報 告)

第12条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第13条 委員会の事務は、センター及び総務課において処理する。

(雑 則)

第14条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(内規の改廃)

第15条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この内規は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に選出される第6条第3号、第6号及び第12号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。